

休暇分散化パターンについて

〈基本方針〉

- 休日となる「国民の祝日」の日数は増やさない。
- ゴールデンウィーク及びハッピーマンデーにおける「国民の祝日」については、「記念日」としての意味と「休日」としての意味を分けて考える。
- これらの「国民の祝日」は、記念日として従来の日に残しつつ、休日としては、5月(ゴールデンウィーク)、10月(シルバーウィーク)に、地域ブロック別に分散して設定する。

A案: GWの地域別分散

A-1案 GW期間の休日の地域別分散【5週に分散させるパターン】(別添1)

- 憲法記念日(5月3日)、みどりの日(5月4日)、こどもの日(5月5日)を一つのまとまりとして、地域ブロック別に各週の月曜日～水曜日に分散する。
- 現行の祝日はそれぞれ記念日として残すが、休日とはせず、企業、学校、行政機関等の「休日」を地域ブロック別に分散して設定 ⇒ 祝日法の改正 or 新規立法(「休日法」(仮称))

A-2案 GW期間の休日の地域別分散【2.5週に分散させるパターン】(別添2)

- A-1案と同様の措置を講じつつ、地域ブロック別に各週の月曜日～水曜日又は水曜日～金曜日に分散することにより、全体では2.5週に分散させる。

B案: 秋の大型連休の創設(地域別に分散して設定)

B-1案 秋の大型連休の創設【5週に分散させるパターン】(別添3)

- ハッピーマンデーのうち、「海の日」、「敬老の日」、「体育の日」を従来の日に記念日として戻しつつ、休日については、観光、スポーツ、文化活動等に適した時期として、10月・11月の各週の月曜日～水曜日に地域ブロック別に分散する。 ⇒ 祝日法の改正 or 新規立法

B-2案 秋の大型連休の創設【2.5週に分散させるパターン】(別添4)

- B-1案と同様の措置を講じつつ、各週の月曜日～水曜日又は水曜日～金曜日に地域ブロック別に分散することにより、全体では2.5週に分散させる。

(参考) 現行のハッピーマンデー

成人の日(1月の第二月曜日)・・・従来は1月15日

海の日(7月の第三月曜日)・・・従来は7月20日

敬老の日(9月の第三月曜日)・・・従来は9月15日

体育の日(10月の第二月曜日)・・・従来は10月10日

A-1 案:GW 祝日の分散例<地域ブロック別に5週に分散>

1. 分散の方法

憲法記念日(5月3日)、みどりの日(5月4日)、こどもの日(5月5日)を一つのまとまりとして地域ブロック別に各週の月曜日～水曜日に分散する。

2. 分散のイメージ

2010年

	日	月	火	水	木	金	土
4月	25日	26日	27日	28日	29日	30日	1日
	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日
5月	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日
	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日
	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日
6月	30日	31日	1日	2日	3日	4日	5日
	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日

注: 4月29日、5月3日-5日、6月6日-9日は青い背景で強調されている。5月3日-5日は「現行の祝日(休日ではない)」と記載されている。赤い矢印で地域ブロック別の休日範囲が示されている。

	地域ブロック	人口(万人)	労働力人口(万人)	学生等(※)(万人)
A	北海道・東北・北関東	2,196	1,130	341
B	南関東	3,586	1,941	579
C	中部・北陸信越	2,282	1,234	370
D	近畿	2,084	1,032	354
E	中国・四国・九州・沖縄	2,621	1,315	433

※学生等＝大学、高校、中学校、小学校、幼稚園、保育園

※総務省「人口推計」、総務省「労働力調査」、文部科学省「学校基本調査」より観光庁作成。

3. 祝日の設定方法

現行の祝日はそれぞれ記念日として残すが、休日とはせず、企業、学校、行政機関等の「休日」を地域ブロック別に分散して設定 ⇒ 祝日法第3条の改正 or 新規立法(「休日法」(仮称)の制定)

A-2案: GW 祝日の分散例<地域ブロック別に2. 5週に分散>

1. 分散の方法

憲法記念日(5月3日)、みどりの日(5月4日)、こどもの日(5月5日)を一つのまとまりとして地域ブロック別に各週の月曜日～水曜日又は水曜日～金曜日に分散する。

2. 分散のイメージ

2010年

	日	月	火	水	木	金	土
4月	25日	26日	27日	28日	29日	30日	1日
	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日
5月	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日
	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日
	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日

注: 4月25日、5月2日、5月16日、5月23日は祝日。5月3日～5日は「現行の祝日(休日ではない)」。5月10日～12日は「九州・沖縄・中国・四国」の休日。5月13日～15日は「近畿」の休日。5月17日～19日は「中部・北陸信越」の休日。5月20日～22日は「南関東」の休日。5月24日～26日は「北海道・東北・北関東」の休日。

	地域ブロック	人口(万人)	労働力人口(万人)	学生等(※)(万人)
A	北海道・東北・北関東	2,196	1,130	341
B	南関東	3,586	1,941	579
C	中部・北陸信越	2,282	1,234	370
D	近畿	2,084	1,032	354
E	中国・四国・九州・沖縄	2,621	1,315	433

※学生等＝大学、高校、中学校、小学校、幼稚園、保育園

※総務省「人口推計」、総務省「労働力調査」、文部科学省「学校基本調査」より観光庁作成。

3. 祝日の設定方法

現行の祝日はそれぞれ記念日として残すが、休日とはせず、企業、学校、行政機関等の「休日」を地域ブロック別に分散して設定 ⇒ 祝日法第3条の改正 or 新規立法(「休日法」(仮称)の制定)

B-1案:秋の大型連休の創設の例<地域ブロック別に5週に分散>

1. 分散の方法

- ▶ ハッピーマンデーのうち、海の日(7月20日)、敬老の日(9月15日)、体育の日(10月10日)を従来の日に記念日として戻しつつ、休日については、観光、スポーツ、文化活動等に適した時期として、10月・11月の各週の月曜日～水曜日に地域ブロック別に分散する。

2. 分散のイメージ

2010年

	日	月	火	水	木	金	土
10月	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日
	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日
	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日
	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日
	11月	31日	1日	2日	3日	4日	5日

「北海道・東北・北関東」の休日 (10月4日-6日)

「南関東」の休日 (10月11日-13日)

「中部・北陸信越」の休日 (10月18日-20日)

「近畿」の休日 (10月25日-27日)

「九州・沖縄・中国・四国」の休日 (11月1日-3日)

体育の日(記念日として設定) (10月10日)

現行の祝日(文化の日) (11月3日)

現行のハッピーマンデーの休日(海の日、敬老の日、体育の日)を移動 (10月21日-23日)

	地域ブロック	人口(万人)	労働力人口(万人)	学生等(※)(万人)
A	北海道・東北・北関東	2,196	1,130	341
B	南関東	3,586	1,941	579
C	中部・北陸信越	2,282	1,234	370
D	近畿	2,084	1,032	354
E	中国・四国・九州・沖縄	2,621	1,315	433

※学生等＝大学、高校、中学校、小学校、幼稚園、保育園

※総務省「人口推計」、総務省「労働力調査」、文部科学省「学校基本調査」より観光庁作成。

3. 祝日の設定方法

ハッピーマンデーを従来の日に記念日として戻すが、休日とはせず、企業、学校、行政機関等の「休日」を10月・11月の各週に地域ブロック別に分散して設定 ⇒ 祝日法第2条・第3条の改正 or 新規立法(「休日法」(仮称)の制定)

B-2案: 秋の大型連休の創設の例<地域ブロック別に2. 5週に分散>

1. 分散の方法

- ▶ ハッピーマンデーのうち、海の日(7月20日)、敬老の日(9月15日)、体育の日(10月10日)を従来の日に記念日として戻しつつ、休日については、観光、スポーツ、文化活動等に適した時期として、10月の各週の月曜日～水曜日又は水曜日～金曜日に地域ブロック別に分散する。

2. 分散のイメージ



	地域ブロック	人口(万人)	労働力人口(万人)	学生等(※)(万人)
A	北海道・東北・北関東	2,196	1,130	341
B	南関東	3,586	1,941	579
C	中部・北陸信越	2,282	1,234	370
D	近畿	2,084	1,032	354
E	中国・四国・九州・沖縄	2,621	1,315	433

※学生等＝大学、高校、中学校、小学校、幼稚園、保育園

※総務省「人口推計」、総務省「労働力調査」、文部科学省「学校基本調査」より観光庁作成。

3. 祝日の設定方法

ハッピーマンデーを従来の日に記念日として戻すが、休日とはせず、企業、学校、行政機関等の「休日」を10月の各週に地域ブロック別に分散して設定 ⇒ 祝日法第2条・第3条の改正 or 新規立法(「休日法」(仮称)の制定)

○国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)

第一条 自由と平和を求めてやまない日本国民は、美しい風習を育てつつ、よりよき社会、より豊かな生活を築きあげるために、ここに国民がこぞつて祝い、感謝し、又は記念する日を定め、これを「国民の祝日」と名づける。

第二条 「国民の祝日」を次のように定める。

元日 一月一日 年のはじめを祝う。

成人の日 一月の第二月曜日 おとなになつたことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます。

建国記念の日 政令で定める日 建国をしのび、国を愛する心を養う。

春分の日 春分日 自然をたたえ、生物をいつくしむ。

昭和の日 四月二十九日 激動の日々を経て、復興を遂げた昭和の時代を顧み、国の将来に思いをいたす。

憲法記念日 五月三日 日本国憲法 の施行を記念し、国の成長を期する。

みどりの日 五月四日 自然に親しむとともにその恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくむ。

こどもの日 五月五日 こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する。

海の日 七月の第三月曜日 海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う。

敬老の日 九月の第三月曜日 多年にわたり社会につくしてきた老人を敬愛し、長寿を祝う。

秋分の日 秋分日 祖先をうやまい、なくなつた人々をしのぶ。

体育の日 十月の第二月曜日 スポーツにしたしみ、健康な心身をつちかう。

文化の日 十一月三日 自由と平和を愛し、文化をすすめる。

勤労感謝の日 十一月二十三日 勤労をたつとび、生産を祝い、国民たがいに感謝しあう。

天皇誕生日 十二月二十三日 天皇の誕生日を祝う。

第三条 「国民の祝日」は、休日とする。

2 「国民の祝日」が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い「国民の祝日」でない日を休日とする。

3 その前日及び翌日が「国民の祝日」である日(「国民の祝日」でない日に限る。)は、休日とする。